岐阜県警察関係手数料徴収条例 \mathcal{O} 部を改正する条例に 0 11 7

岐阜県警察関係手数料徴収条例の 部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例 \mathcal{O} 部を改正する条例

する。 岐阜県警察関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第四十号) の一部を次のように改正

削り、 新申請手数料」 別表第一六 別表第一十の表 別表第一九の表二の項を削り、 同表中五 \mathcal{O} 表五 の項を三の項とし、六の項から十八の項までを二項ずつ繰り上げる。 を「警備業認定更新申請手数料」 一の項を次のように改め、 \mathcal{O} 項中 同表三の項中 七〇〇」 を 同表二の項及び三の項を削る。 <u>一</u> 四 「認定証の」 に改め、 〇〇〇」に改める。 同項を同表二の項とし、 を 「認定の」に、 「警備業認定証更 同表四 1の項を

自動車運転代行業の業務の適正 白	自動車運転代行業	一件につき	111,000
化に関する法律第四条に規定する 羽	認定申請手数料		
自動車運転代行業の認定の申請に			
対する審査			

別表第一中十一の表を削り、十二の表を十一の表とする。

附則

Jの条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案説明

を改定する等のため、 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、 この条例を定めようとする。 猟銃操作等技能講習手数料の